

令和7年度 新規学校卒業者等の採用と選考について

～すべての人の人権が尊重される社会づくりをめざして～



和歌山県

和歌山県教育委員会

和歌山労働局

令和7年5月

事業主様

和歌山県知事

和歌山県教育委員会教育長

和歌山労働局長

新規学校卒業者等の採用と選考について

本県中学校・高等学校・特別支援学校等の卒業者の就職につきまして、平素から格別の御高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、本年度も採用選考の時期が近づいてまいりました。勤労意欲に燃える青少年が適性を見出し、その能力を生かして希望をかなえることは、個人の幸福のためばかりでなく、社会の繁栄のためにも重要なことであり、事業主の皆様方には、従来より就職の機会均等の確保に向けた積極的な取組をお願いしているところです。

そのため、和歌山県では、生徒が就職についてよく考え、自ら主体性を持って選択することで、就職におけるミスマッチをなくすことをめざして、複数応募制を進めてまいりました。

しかしながら、現実にはこれら卒業者等の就職に際して、本人の能力に関係のない事項を記入させたり、面接において質問したり、身元調査を行ったりする等の、憲法にうたわれている基本的人権の尊重の精神に反する差別的あるいはそれにつながる事例が発生しています。

つきましては、事業主の皆様方には今後ともこの趣旨を御理解いただき、次頁以下に述べているように、新規学校卒業者等の公正な採用選考の実施に向けた積極的な取組をお願いするとともに、採用内定者から提出を求める書類や、現に雇用している従業員に関する書類の内容の改善についても、格段の御配慮をいただきますようお願い申し上げます。

すべての人の人権が尊重される社会づくり

「すべての人間は、生まれながらにして自由であり、かつ、尊厳と権利とについて平等である。」との世界人権宣言の理念のもと、国際的にも様々な人権尊重の強化のための取組が進められています。わが国では、日本国憲法施行後、基本的人権の享有を保障するため、人権に関する各般の施策を講じてきました。

「和歌山県人権尊重の社会づくり条例」では、自然と人間との共生をめざす和歌山県で、すべての人の人権が尊重される社会づくりを推進することを、県民の総意として宣言しています。

本県では、人権を尊重する社会づくりに向け、同和問題解決への取組がその先導的な役割を果たしてきました。更に、すべての人が人権尊重の精神を身につけ、人権尊重の社会を築く主人公として職場や家庭・地域等で「現在及び将来の県民が人権という普遍的な文化が根付いた平和で明るい社会の豊かさを等しく享受できる」社会づくりに取り組んでおります。

事業主の皆様方には、今後も更にこの趣旨を御理解いただき、新規学校卒業者等の採用と選考に当たっては、人種、国籍、信条、性別、社会的身分、門地、従前の職業等を理由に差別的な扱いが行われることのないよう御留意をお願いします。

同和問題の認識について

同和問題は、人類普遍の原理である人間の自由と平等に関する問題であり、憲法によって保障された基本的人権に関わる問題です。

これまでの取組により、人々の人権意識は高まってきましたが、インターネットの匿名性と拡散性を悪用した差別書き込みなどが発生しているほか、本県においても差別事象が依然として発生するなど、同和問題は「現実の課題」として存在しています。

このような中、部落差別のない社会の実現をめざして「部落差別の解消の推進に関する法律」が平成28年12月に施行されました。

本県では、「和歌山県部落差別の解消の推進に関する条例」を令和2年3月に制定し、「部落差別を行った人への対応」「教育及び啓発」「相談体制の充実」「実態の把握」に取り組んでいます。また、令和6年4月には改正された条例が施行され、県内事業者が就職に際しての身元調査等による部落差別を行い、勧告に従わない場合は、その旨を公表することができるようになりました。

就職の機会均等の保障については、事業主の皆様方の御理解と御協力が必要です。採用と選考に当たっては、同和問題を正しく認識されて、出身地や居住地等によって差別的な扱いが行われることのないようにしてください。

○障害のある生徒の就職について

発達障害を含む障害のある生徒の就職については、自立と社会参加に向けた支援の重要性を十分認識し、「障害者基本法」・「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）」・「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）」・「障害者の雇用の促進等に関する法律」・「発達障害者支援法」・「医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律」・「和歌山県障害を理由とする差別の解消の推進に関する条例」を遵守するとともに、広く就職の機会が得られ、その能力や適性に応じ、自立した日常生活や社会生活を営むことができるようにしてください。また、雇用の分野では障害者に対する合理的配慮の提供が義務となっています。障害の特性に応じた適切な支援により、その能力を十分に発揮できるようにしてください。

平成30年度から、障害のある生徒に対する合理的配慮の提供の観点から、「通級による指導」（大部分の授業を通常の学級で受けながら、一部の授業について、障害に応じた特別の指導を特別な場で受ける指導形態）が高等学校においても実施できるようになりました。通級による指導を受ける生徒が、当該指導を受けることによって、採用に当たり不利益な取扱いがされないようにしてください。

○ひとり親家庭等の生徒の就職について

家庭環境は本人の適性、能力等とは無関係のものであり、家庭環境を理由に差別的な扱いが行われることのないようにしてください。

○定時制・通信制課程の生徒の就職について

学校の課程（全日制・定時制・通信制）の違いによって、就職応募者の範囲を限定する求人が今なお見受けられますが、いずれも同じ高等学校教育であって、制度的に全日制課程と何ら異なることはありません。積極的な勤労意欲と学習意欲に燃え、困難な条件を克服してきた生徒たちです。

こうした定時制・通信制課程の生徒においても広く応募の機会が与えられ、差別的な扱いが行われることのないようにしてください。

○外国籍生徒の就職について

本人の適性、能力等に何ら関係のない国籍の違いなどから、差別的な扱いが行われることのないようにしてください。

○女子生徒の就職について

男女雇用機会均等法では、募集・採用、配置・昇進など、男女の性別を理由とする差別の禁止、婚姻、妊娠・出産等を理由とする不利益な取扱いが禁止されています。

また、男女共同参画社会基本法及び和歌山県男女共同参画推進条例では、誰もが個人としての尊厳を重んじられ、それぞれが能力を発揮できる機会が確保されるなど、男女のあらゆる人権が尊重されることが求められています。パワーハラスメント等の防止対策に取り組んでいただき、快適で働きやすい職場環境づくりをお願いします。

○性的マイノリティ（性的少数者）の生徒の就職について

LGBT等を含む性的マイノリティであることと仕事における適性・能力等とは無関係のものであり、性的マイノリティであることを理由に差別的な扱いが行われることのないようにしてください。

新規学校卒業者等の公正な採用と選考のために

新規学校卒業者等の採用に当たり、次の項目には十分御留意ください。

- 1 応募書類(社用紙)に、「本籍・出生地」、「家族に関すること(職業・続柄・健康・病歴・地位・学歴・収入・資産など)」、「住宅状況に関すること(間取り・部屋数・住宅の種類・近隣の施設など)」、「生活環境・家庭環境」、「宗教」、「支持政党」、「人生観・生活信条」、「尊敬する人物」、「思想」、「労働組合(加入状況や活動歴など)」、「学生運動などの社会運動」、「購読新聞・雑誌・愛読書」などを記入させることは、憲法に保障された国民の基本的権利を侵害し、公正であるべき採用選考に予断と偏見を与える結果となり、差別につながるおそれがあり、適切ではありません。
- 2 選考試験において
 - (1) 面接の際に、「本籍・出生地」、「家族に関すること(職業・続柄・健康・病歴・地位・学歴・収入・資産など)」、「住宅状況に関すること(間取り・部屋数・住宅の種類・近隣の施設など)」、「生活環境・家庭環境」、「宗教」、「支持政党」、「人生観・生活信条」、「尊敬する人物」、「思想」、「労働組合(加入状況や活動歴など)」、「学生運動などの社会運動」、「購読新聞・雑誌・愛読書」、「性別」などについて聞くことは、本人の適性、能力等に直接関係がないばかりか、予断と偏見に基づく差別的な選考の原因ともなりますので行わないでください。
 - (2) 作文を課する際に、例えば「私の生い立ち」、「私の家庭」など生活環境にかかわる課題を出すことは身元調査につながるものであり、適切ではありません。
- 3 身元調査・家庭調査は、家庭の資産・環境・信条・風評など本人の適性、能力等とは直接結びつかない判定資料により採否を左右するものであり、一切行わないようにしてください。
- 4 選考に当たって、戸籍謄(抄)本・住民票を提出させることは不必要であるばかりか、実質的には身元調査などにつながるものであり、提出(提示)を求めないでください。
- 5 採用選考時における健康診断は、合理的・客観的に必要性が認められる場合を除いては、就職差別につながるおそれがありますので、実施したり、診断書の提出を求めたりしないでください。

1 令和8年3月新規学校卒業者の採用選考開始時期等

- (1) 新規中学校・高等学校卒業者の選考開始の時期については、学校教育の充実及び生徒の適正な職業選択の機会の確保並びに求人秩序の確立を図るため、文部科学省、厚生労働省等において全国的に統一して定めております。

対 象	推薦(紹介)開始の時期	選考開始の時期
高等学校卒業者	推薦文書の到達は9月5日以降	9月16日以降
中学校卒業者	令和8年1月1日以降	和歌山県内：令和8年1月13日以降 和歌山県外：令和8年1月 1日以降 (都道府県毎に異なる)

- (2) 大学、短期大学及び高等専門学校卒業・修了予定者の就職活動については、「就職・採用活動日程に関する関係省庁連絡会議」において学生が学修時間を確保しながら安心して就職活動に取り組むことができるよう検討を行い、就職・採用活動日程を決定しています。
令和7年(2025)年度卒業・修了予定者の就職・採用活動日程は以下の通りです。

下記の就職・採用活動日程ルールを原則とする

広報活動開始 : 卒業・修了年度に入る直前の3月1日以降
採用選考活動開始 : 卒業・修了年度の6月1日以降
正式な内定日 : 卒業・修了年度の10月1日以降

それに加えて

- (i) 卒業・修了年度に入る直前の春休み以降のタイミングで、産学協議会が令和4(2022)年4月にまとめたタイプ3のうち専門活用型インターンシップを活用すること、かつ
(ii) インターンシップ後の採用選考を経ること
により、6月の採用選考開始時期にとらわれないこととする。

日程の遵守等については、政府（内閣官房、文部科学省、厚生労働省、経済産業省）及び大学等（大学等関係団体で構成される就職問題懇談会）から経済団体等に対して要請しています。

これを踏まえ、公共職業安定機関における求人受理等の取扱日程については、下記のとおり定めておりますので、この趣旨について御理解、御協力いただきますようお願いいたします。

求人申込みの受理開始 : 2月1日以降
求人票の展示・公開 : 4月1日以降

2 新規高等学校卒業者の就職応募書類

採用選考に当たり、なお一部の企業で、独自の応募書類(社用紙)の提出を求めている例がありますが、これらの応募書類には、就職差別のおそれのある項目が見受けられます。

このため、一切の差別的採用選考を排除するため、文部科学・厚生労働両省の指導や近畿各府県の関係機関の協議によって、近畿の高等学校生徒の就職応募書類を近畿高等学校統一用紙その1、その2及びその3(p6～p8参照)のように統一して使用することとしております。

つきましては、求人募集に際し、下記事項を遵守いただくようお願いいたします。

- (1) 学校が提出する統一応募書類以外の、例えば企業独自の応募書類(社用紙)などの提出を求めないこと。
(2) 統一応募書類に記載した事項以外のことについて、調査又は質問をしないこと。

3 新規学校卒業者の採否決定と就業開始の時期

(1) 中学校

採否決定はできるだけ即決とし、1週間以内に、採否結果通知書の薄紙は求人を申し込まれた安定所に、厚紙は紹介を受けた安定所に提出してください。

なお、不採用の場合、今後の進路指導の参考とするため、不採用理由を同通知書備考欄に具体的かつ詳細に記入するとともに、応募書類(㊥職業相談票乙)は紹介安定所へ同通知と合わせて返送してください。

また、就業開始(実習・研修等を含む)の時期は、労働基準法第56条の規定により、卒業年

の4月1日以降としてください。

(2) 高等学校

採否決定は、原則1週間以内に学校と応募者に通知してください。

採用通知書には、単に採用を決定したことを示すだけでなく、その応諾返事、出社予定日時・場所など、入社について必要な事項を知らせてください。

なお、不採用者については、今後の進路指導の参考とするため、通知書に不採用理由を具体的かつ詳細に記入するとともに、応募書類(近畿高等学校統一用紙その2、その3)は、学校へ同通知書と合わせて速やかに返送してください。

また、就業開始(実習・研修等を含む)の時期は、卒業後としてください。

4 従業員採用(内定)後における関係書類の取扱い

- (1) 労働基準法第57条に定める「年齢を証明する戸籍証明書」については、住民基本台帳法第7条第1号(氏名)及び第2号(出生の年月日)の事項について証明されている「住民票記載事項の証明書」(p9参照)を備えてください。

- (2) 「労働者名簿」は労働基準法第107条に基づき作成し、保存しておいてください。
(p9参照)

- (3) 戸籍謄(抄)本及び住民票の写しは、画一的に提出又は提示を求めないようにし、それが必要になった時点(例えば、冠婚葬祭等に際して慶弔金等が支給されるような場合で、その事実の確認を要するときなど)で、本人に対してその使用目的・理由を十分説明した上で提示を求め、確認後は速やかに本人に返却してください。

この場合においても、必要事項以外の事項について記録すること等のないようにしてください。

- (4) 就業規則等において、採用時や慶弔金の支給時等に戸籍謄(抄)本又は住民票の写しの提出を求めている事例がありますが、上記(1)～(3)の趣旨を十分御理解いただき、できる限り「住民票記載事項の証明書」(p9参照)によって処理するよう、規定を変更してください。

なお、就業規則の変更については、所轄労働基準監督署にその旨、届出を行ってください。

様

学校

校長

印

紹介書

時下ますますご清栄のこととお喜び申しあげます。

さて、先般お申し込みいただきました求人について、右のとおり生徒を紹介いたしますのでよろしくお願い申しあげます。

なお、採否通知は学校および本人分各一通を作成して、速やかに学校へお送りください。

また、不採用の場合は、今後の指導に生かしたいと考えますので、その理由をできるだけ詳細に記入いただき、応募書類とともに学校あてに送付いただきますようお願いいたします。

(選考日時、場所、方法、携行品の通知は、学校および本人分各一通作成いただき、学校へまとめてお送りください。)

学 科 名	性 別	氏 名

添付書類 履歴書・調査書 以上 () 名

(近畿高等学校統一用紙 その1 令和7年度改定)

履 歴 書

令和 年 月 日現在

ふりがな				写真をはる位置 (30×40mm)
氏 名				
生年月日	昭和・平成	年	月	日生 (満 歳)
ふりがな				
現住所	〒			
ふりがな				
連絡先	〒			

(連絡先欄は現住所以外に連絡を希望する場合のみ記入すること)

在籍校	令和 年 月	卒業見込 卒業
-----	--------	------------

職 歴	平成 年 月	
	令和 年 月	
	平成 年 月	
	令和 年 月	
	令和 年 月	

資 格 等	取 得 年 月	資 格 等 の 名 称
校 内 外 の 諸 活 動		
志 望 の 職 種 アビールのポイント		
備 考		

労働者名簿

履歴	死亡は （む）理て合解の事由（退 ）由は、に雇事の由（職 をそのあつ場合が職	退職 年月日	性別	氏名
				生年月日
			従事する 業務の種類	
			住所	雇入れ年月日

証明願

市（区）町村長 殿
年 月 日
願出人住所
氏名 印

下記のとおり住民基本台帳に記録があることを証明願います。

住所	世帯主	氏名	出生年月日	世帯主との続柄
			年 月 日生	
			年 月 日生	
			年 月 日生	
			年 月 日生	
			年 月 日生	
			年 月 日生	

上記願出のとおり相違ないことを証明する。

年 月 日
市（区）町村長
（氏名） 印